

福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例（昭和四十九年条例第十七号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 条例第一条の二第一号に規定する「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 五 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- 六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）
- 七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

(受給資格登録申請)

第三条 医療費の助成を受けようとする対象者は、重度心身障がい者医療費受給資格登録申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、対象者に代わって、その保護者が申請することができる。

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証
 - 二 前年（重度心身障がい者医療費受給資格者証（様式第二号。以下「受給資格者証」という。）の有効期間の始期が一月一日から七月三十一日までの間にある場合は、前々年）の所得並びに市町村民税及び都道府県民税の課税の状況を確認できる書類
 - 三 その他市長が必要と認めた書類

(受給資格者証の交付等)

第四条 前条の規定による申請があった場合において、当該申請者に受給資格があると認められるときは、受給資格台帳に登録し、受給資格者証を交付するものとする。

- 2 受給資格者証の有効期間は、八月一日（年の中で前条の規定による申請をし、受給資格があると認められた対象者については、当該申請をした日の属する月の翌月の初日とする。ただし、当該申請をした日が月の初日であるときは、その日とする。）から最初に到来する七月三十一日までとし、毎年更新するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、受給資格者証の有効期間中に六十五歳に達することとなる対象者の有効期間の終期は、六十五歳に達する日の前日までとし、当該対象者からの重

度心身障がい者医療費受給資格者証更新届（様式第三号）の提出により更新するものとする。この場合において、更新後の受給資格者証の有効期間は、当該更新の日から最初に到来する七月三十一日までとし、その期間が三十日以下となる場合の有効期間の終期は、翌年七月三十一日までとする。

（受給資格者証の提示）

第五条 受給資格者証の交付を受けた対象者（以下「受給資格者」という。）が療養を受けるときは、当該受給資格者証を保険医療機関等（条例第一条の二第二号に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）に提示しなければならない。

（助成の請求等）

第六条 保険医療機関等が条例第四条第一項の規定により支払を受けようとするときは、重度心身障がい者医療費請求書（様式第四号）に重度心身障がい者医療費（連記式）明細書（様式第五号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、条例第二条第一項第五号又は第六号に該当する者の入院に係る医療費の支払を受けようとするときは、重度精神障害者の入院治療に係る保険診療証明書（様式第六号）を添えなければならない。

3 受給資格者が条例第四条第二項の規定により医療費の助成を受けようとするときは、保険医療機関等から保険診療の証明を受けた重度心身障がい者医療費助成申請書（様式第七号）を市長に提出しなければならない。

4 前項に規定する申請書には、別表上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に定める書類を添えなければならない。

（高額療養費支給に係る助成）

第七条 条例第三条第一項第二号に規定する額は、次の式により算定した額（円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額×条例第3条第1項第1号に規定する額／高額療養費の算定方法による世帯合算額

（助成の決定）

第八条 市長は、第六条に規定する請求等があったときは、その内容を審査し、当該請求等に係る助成金の額を決定し、当該請求等を行った者に通知するものとする。

（届出の義務）

第九条 受給資格者は、受給資格者証に記載された事項について変更があったときは、速やかにその旨を重度心身障がい者医療費受給資格内容変更届により市長に届け出なければならない。

(受給資格者証の再交付)

第十条 受給資格者証を破損し、若しくは汚損し、又は紛失したことにより再交付を受けようとする受給資格者は、重度心身障がい者医療費受給資格者証再交付申請書(様式第九号)を市長に提出しなければならない。

(受給資格者証の返還)

第十一条 受給資格者が受給資格を喪失したときは、重度心身障がい者医療費受給資格者証返還届(様式第十号)により市長に届け出て、速やかに受給資格者証を返還しなければならない。

(口頭による申請等)

第十二条 この規則に規定する申請書、届書等(以下「申請書等」という。)を自ら作成することができない特別の事情があると認める対象者又は受給資格者については、必要な措置を採ることにより、当該対象者又は受給資格者の口頭による陳述をもって当該申請書等の提出に代えることができる。

(処分の通知)

第十三条 条例第六条又は第七条の規定により助成金の返還その他医療費の給付に関する処分をするときは、文書をもってその内容を当該処分を受ける者に通知するものとする。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十年十月一日以後の受診に係る医療費から適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付されている受給者証は、改正後の規則の規定により交付された受給資格者証とみなす。

附 則（平成二二年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月三十一日規則第一九号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第三七号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。